

雨水排水設備の設置について

令和 5 年 4 月 1 日付けで、取手市ゆめみ野地区を「雨水を排除すべき区域」として、供用開始いたします。

令和 5 年 4 月 1 日以降に同地区の排水設備を申請する場合は、汚水と併せて雨水の設置が必要となりますので、ご注意ください。

対象となる区域

取手市ゆめみ野一丁目、取手市ゆめみ野二丁目、取手市ゆめみ野三丁目、
取手市ゆめみ野四丁目、取手市ゆめみ野五丁目 *別図をご覧ください。

雨水排水の方法

排水設備の最終ますからの排水は次のとおりです。

・雨水公共ますに接続

公共ますに接続して排水します。

なお、分筆により公共ますが未設置となった箇所は、私費により公共ますの設置が必要になります。

・U 型側溝に排水

排水設備の最終ますからのオーバーフロー、又は、U 型側溝に接続して排水します。

なお、U 型側溝に接続を希望する場合は、事前にご相談ください。

浸透施設の設置

- ・排水設備において宅地内浸透を推奨します。
- ・開発行為のほか、集合住宅、店舗・事業所等は、雨水の流出抑制を要する場合がありますので、事前協議を必ず行ってください。

戸頭地区の雨水排水設備について

令和 5 年 4 月 1 日以降に取手市戸頭 1 丁目から 9 丁目地内で排水設備を設置する場合は、ゆめみ野地区と同様に申請が必要となります。

なお、戸頭地区においては、原則として、最終ますからオーバーフローにより排水してください。

Q&A

Q1. U型側溝に接続したい場合はどのようにになりますか？

A1. 雨水排水をやむを得ずU型側溝に接続する場合は、取手市の道路管理者と協議してください。

Q2. 500㎡を超える集合住宅や店舗等を計画しています。雨水排水はどのようにになりますか？

A2. 雨水の流出抑制が必要となる場合がありますので、事前協議を必ず行ってください。

Q3. 排水設備の設置にあたり、汚水又は雨水のいずれかを先行して申請及び設置をすることは可能ですか？

A3. 排水設備を新設する場合は、汚水と雨水を同時に申請し、設置をしてください。

Q4. 排水設備に係る手数料は、汚水と雨水についてそれぞれ負担が生じますか？

A4. 同時に申請する場合は、排水設備手数料は1件（確認申請300円・完了500円）として徴収します。

なお、排水設備の改造や変更により、汚水又は雨水のいずれかを単体で申請する場合は、1件として徴収します。

【お問い合わせ先】

取手地方広域下水道組合

経営課 排水窓口室

電話 0297-74-4170

FAX 0297-73-6591